

# 事業評価書

街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）の整備

平成 17 年 1 月  
国家公安委員会・警察庁

# 街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）の整備

## 1 評価の対象とした政策

### (1) 政策の背景

#### ア 治安の情勢等

平成14年まで7年連続して戦後最多を記録していた刑法犯認知件数は、平成15年は279万136件と、前年に比べて6万3,603件（2.2%）減少し、刑法犯認知件数の増加傾向に一定の歯止めが掛かっている。

しかし、街頭において敢行される犯罪（街頭犯罪）の発生数は、依然として高い水準にある。最近5年間の刑法犯認知件数の増加率は1.3倍であるが、路上強盗は2.0倍、街頭における強制わいせつは2.1倍といずれも平均値を上回っている。

また、内閣府が行った「治安に関する世論調査」によると、最近10年間で自分や身近な人が犯罪に遭うかもしれない不安が多くなったとする回答の割合が約80%となっており、犯罪に対する不安が高まっていることがうかがえる。

全国における主な街頭犯罪の認知件数の年別推移

区分 \ 年次	平11	平12	平13	平14	平15
刑法犯認知総数	2,165,626	2,443,470	2,735,612	2,853,739	2,790,136
路上強盗	1,495	2,070	2,509	2,888	2,955
ひったくり	41,173	46,064	50,838	52,919	46,354
強姦（街頭）	538	694	657	684	680
強制わいせつ（街頭）	2,569	3,735	5,021	5,175	5,434
略取誘拐（街頭）	180	205	174	171	201
粗暴犯（街頭）	25,393	36,442	41,930	42,966	42,529

注：街頭とは、駐車（輪）場、道路上、都市公園及び空き地を指す。

#### 【治安に関する世論調査】（平成16年7月内閣府大臣官房政府広報室）（ 1 ）

- ・ 最近10年間で自分や身近な人が犯罪に遭うかもしれない不安が多くなったか質問したところ、「多くなったと思う」と答えた者の割合は、80.2%であった。
- ・ 自分や身近な人が犯罪に遭うかもしれないと不安になる場所はどこかと質問したところ、「路上」と答えた者が最も多く（53.9%）、次いで「繁華街」（45.0%）、「公園」（33.9%）、「駐車場」（22.6%）、「駅」（22.5%）の順となっている。
- ・ 自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪は何かと質問したところ、「自宅に入る空き巣などの犯罪」と答えた者が最も多く（55.3%）、

次いで「すり、ひったくりなどの犯罪」(49.5%)、「暴行、傷害などの粗暴な犯罪」(43.0%)、「誘拐、子どもの連れ去りやいたずら」(38.9%)、「自動車、オートバイなどの乗り物盗や車内の物を盗む車上ねらい」(37.2%)の順となっている。

( 1 ) 全国の20歳以上の男女3,000人(層化2段無作為抽出法)に対して、治安に関する意識調査を行い、2,097人(69.9%)の回答が得られたもの。

## イ 防犯に対する取組み状況

警察では、犯罪の発生、とりわけ近年急激に増加し、国民が身近に不安を感じている街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するため、街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策を推進しており、都道府県警察においては、地域の犯罪実態に応じ、重点を置くべき地域や犯罪類型を絞った「街頭犯罪等抑止計画」を策定し、平成15年1月から、これに基づく総合対策を実施している。これにより、現状分析と将来予測、それらに基づく施策の立案と実施、施策効果の検証を反復する一連のマネジメント・サイクルの確立を図っている。

さらに、この総合対策では、警察活動を充実強化するだけでなく、同時に、国民の防犯意識を高め、自主的な防犯行動を促進するとともに、犯罪の発生と関連の深い社会・経済の仕組みに犯罪の発生抑止に資する「防犯システム」を組み入れることで、「犯罪に強い社会」を構築することを目指している。

このような考えの下、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備等について、犯罪防止に配慮した環境設計を行うことによる、犯罪被害に遭いにくいまちづくりに取り組んでいるところであり、街頭緊急通報システム(以下「スーパー防犯灯」という。)もこの取組みの一環として整備されてきたものである。

### (2) スーパー防犯灯の機能

スーパー防犯灯は、非常用赤色灯、非常ベル、防犯カメラ、インターホン等を備えた防犯灯で、緊急時には警察署等への通報や映像の伝送をすることができるものである(別添1、2参照)。

### (3) スーパー防犯灯の整備

平成13年度及び平成14年度に、国費によるモデル事業として、設置地区の選定を行い、スーパー防犯灯を整備した(別添3、4参照)。

#### ア 平成13年度整備事業

##### (ア) 設置地区

平成13年度は、「経済新生対策」(平成11年11月経済対策閣僚会議決定)において、少子・高齢社会にふさわしい安全・安心でゆとりある暮らしを実現するための「歩いて暮らせる街づくり」構想が策定され、20地区がモデル地区として定められた。警察庁では、この中から10地区を選定してスーパー防犯灯の整

備を行い( 2 ) 平成14年4月から運用を開始している。

( 2 ) 平成13年度分の設置対象地区については、約1,500メートルの道路及び道路に近接するおおむね50メートル四方の公園をモデル道路・公園として設定し、各モデル道路におおむね80メートル間隔で18基、各モデル公園に1基のスーパー防犯灯を設置した。

なお、モデル道路上のスーパー防犯灯の間隔がおおむね80メートルとなっているのは、平均的な小学校1年生の女子(平成10年度の50メートル走の平均は12秒)がモデル道路上のどの場所においても10秒以内でスーパー防犯灯に到達できるように設置することとしたことによるものである。

**(イ) 予算額 設置基数**

約5億6,800万円を予算措置し、10地区に合計190基を設置した。

**(ウ) 平成13年度整備事業の留意点**

平成13年度に整備したスーパー防犯灯は、生活の諸機能がコンパクトに集合した暮らしやすいまちづくりをするという考え等に基づき、政府全体で定めたモデル地区の中から選定した10地区において整備されたため、選定した地区の中には、必ずしも犯罪が多発しているとは言えない地区も含まれている。

**イ 平成14年度整備事業**

**(ア) 設置地区**

平成14年度は、共同住宅における犯罪情勢の悪化にかんがみ、共同住宅、共同住宅の間を結ぶ通路、児童遊園等を含めた街区全体について、犯罪被害に遭いにくい環境を創出するという考えに基づき、国土交通省と連携の上、「安全・安心モデル街区」整備事業として、全国で10か所の共同住宅の街区を選定してスーパー防犯灯の整備を行い( 3 ) 平成15年4月から運用を開始している。

( 3 ) 平成14年度分の設置対象地区は、おおむね5ha規模の新築又は既存の共同住宅を安全・安心モデル街区として設定し、各モデル街区に5基のスーパー防犯灯を設置した。

**(イ) 設置基数 予算額**

約2億7,900万円を予算措置し、10地区に合計50基を設置した。

**(ウ) 平成14年度整備事業の留意点**

平成13年度整備事業における地区選定とは異なり、平成14年度に整備したスーパー防犯灯については、設置予定地区を受け持つ交番の管内の犯罪発生密度( 4 ) が設置予定地区のある都道府県下の犯罪発生密度の平均を上回っていること( 5 )、性犯罪や略取誘拐といった特殊事案の発生等があり住民の不安感が強い場所であることなどを基準として地区を選定し、整備を行った。

( 4 ) 1平方キロメートル当たりの刑法犯認知件数をいう。

( 5 ) 「安全・安心モデル街区」整備事業は新築の共同住宅等も対象としているため、街区選定の際に基準とした交番管内の犯罪発生密度は高いが、スーパー防犯灯設置区域内では主な刑法犯の認

知がないことがある。

#### (4) 期待される達成目標

スーパー防犯灯の整備の目的は、地域住民が持つ犯罪に対する不安感を解消すること、犯罪被害を未然に防止すること、犯罪が発生した場合に被害の拡大の防止を図ることである。

## 2 評価の観点

有効性及び効率性の観点から評価することとする。

## 3 効果の把握の手法及びその結果

### (1) 効果の把握の手法

#### ア スーパー防犯灯を設置した地区の住民の安心度等の意識調査の実施

スーパー防犯灯の整備による地域住民の犯罪に対する不安感の解消に関する効果を把握するため、スーパー防犯灯を設置した地区の住民の安心度等に関する意識調査を行い、その結果を分析する。

#### イ スーパー防犯灯設置区域における主な刑法犯の認知件数の推移の把握

スーパー防犯灯の整備による効果が及ぶ地区の範囲を明確に確定することは困難であるが、犯罪被害を未然に防止する効果を把握するため、スーパー防犯灯設置区域（ 6 ）における、スーパー防犯灯設置前の主な刑法犯の認知件数(知能犯以外の刑法犯認知件数をいう。以下同じ。)と設置後の主な刑法犯の認知件数、スーパー防犯灯設置区域における主な刑法犯の認知件数と当該区域を管轄する警察署の管内（スーパー防犯灯設置区域を除く。以下「管轄警察署管内」という。）における主な刑法犯の認知件数（ 7 ）を比較して分析する。

（ 6 ） 平成13年度整備事業は、約1,500メートルのモデル道路及び道路に近接するおおむね50メートル四方のモデル公園に、平成14年度整備事業は、おおむね5ha規模の安全・安心モデル街区にスーパー防犯灯を設置したが、これらの設置地区に限定した刑法犯認知件数は計上できないため、基本的に、これらのスーパー防犯灯設置場所を含む町丁目を単位（町丁目が広い場合等は番地を単位）として、スーパー防犯灯設置区域を設定し、当該区域における主な刑法犯の認知件数を把握している。

（ 7 ） スーパー防犯灯設置区域における主な刑法犯の認知件数とスーパー防犯灯設置区域を管轄する警察署の管内における主な刑法犯の認知件数を比較した理由

スーパー防犯灯が設置されていない地区であって、スーパー防犯灯設置区域と面積、犯罪発生密度、地区の構造等が類似しているものを選定して、スーパー防犯灯設置区域と比較することが、スーパー防犯灯の設置による効果を把握する上で望ましいが、そのような地区を選定することは困難であったため、犯罪抑止に関して同様の施策が講じられていると推測される管轄警察署管内におけ

る主な刑法犯の認知件数とスーパー防犯灯設置区域における主な刑法犯の認知件数を比較している。

## ウ スーパー防犯灯の活用状況の把握

スーパー防犯灯の整備による犯罪の被害の拡大の防止に関する効果を把握するため、スーパー防犯灯の活用状況を把握する。

### (2) 結果

#### ア スーパー防犯灯を設置した地区の住民の安心度等の意識調査の実施結果

平成13年度及び平成14年度に国費によるモデル事業としてスーパー防犯灯が整備された全国20地区において、スーパー防犯灯に関する意識調査を実施した（別添5参照）。

「地域の安全を守るためにすべきこと」に関して、住んでいる地域でどのようなことをすべきかと質問したところ、「警察にパトロールの強化を要望する」と答えた者が最も多く（61.9%）、次いで「スーパー防犯灯をつける、又は増やす」（37.1%）、「各人が事故や犯罪にあわないよう注意する」（33.1%）、「防犯カメラをつける」（31.3%）、「普通の防犯灯を増やす」（28.6%）の順となっている（複数回答）。

居住地の付近にスーパー防犯灯が設置されていることを知っていた者（50.3%）に設置前に比べてどのように変わったと感じるか質問したところ、46.3%の者が「いつでも警察に通報できるので安心になった」と答えている。

スーパー防犯灯の機能等の説明を聞いて地域の防犯機能を高めるためにスーパー防犯灯が「必要だと思う」又は「どちらかといえば必要だと思う」と答えた者（87.6%）のうち、80.2%の者が「安心できるから（警察に通報でき、危険を周囲に知らせることができる）」という理由を挙げている。

なお、スーパー防犯灯が不要だと思うとの回答が6.0%あったが、その理由は、「設置しても犯罪は減らない」（37.8%）、「場所や使い方が分からない」（33.6%）、「怖い思いをしたことがない」（26.9%）、「自分は大丈夫」（26.1%）などとなっている。

#### イ 主な刑法犯の認知件数の推移の把握の結果

平成13年度整備分（全国10地区）

平成13年度整備事業でスーパー防犯灯を整備した全国10地区のスーパー防犯灯設置区域における主な刑法犯の認知件数について、平成15年中の認知件数と平成13年中の認知件数を比較すると、10地区のうち5地区で減少し、4地区で増加、1地区で増減なしであった。

スーパー防犯灯設置区域と管轄警察署管内における主な刑法犯の認知件数について、平成15年中の認知件数と平成13年中の認知件数を比較すると、スーパー防犯灯設置区域全体では14件（4.3%）の減少となっており、管轄警察署管内全体では517件（1.6%）の減少となっている。

#### 平成14年度整備分（全国10地区）

平成14年度整備事業でスーパー防犯灯を整備した全国10地区のスーパー防犯灯設置区域における主な刑法犯の認知件数について、平成15年中の認知件数と平成14年中の認知件数を比較すると、10地区のうち8地区で減少し、2地区で増減なしであった。

スーパー防犯灯設置区域と管轄警察署管内における主な刑法犯の認知件数について、平成15年中の認知件数と平成14年中の認知件数を比較すると、スーパー防犯灯設置区域全体では、120件（24.8%）の減少となっており、管轄警察署管内全体では541件（1.2%）の増加となっている。

## 平成13年度整備分

	スーパー防犯灯設置区域					管轄警察署管内				
	13年	14年	15年	対前々年比	対前年比	13年	14年	15年	対前々年比	対前年比
北海道岩見沢市 岩見沢駅周辺地区	0	2	0	0	2	1,914	1,868	1,682	232	186
				- %	100.0%				12.1%	10.0%
宮城県古川市 古川中心地区	13	8	2	11	6	2,037	2,102	1,938	99	164
				84.6%	75.0%				4.9%	7.8%
山形県鶴岡市 鶴岡中心市街地地区	11	3	4	7	1	1,023	1,447	1,640	617	193
				63.6%	33.3%				60.3%	13.3%
東京都墨田区 隅田川・向島地区	64	55	70	6	15	2,055	1,950	2,066	11	116
				9.4%	27.3%				0.5%	5.9%
新潟県上越市 高田地区	46	44	74	28	30	1,378	1,498	1,245	133	253
				60.9%	68.2%				9.7%	16.9%
富山県富山市 とやま中心地区	14	16	20	6	4	5,032	4,637	4,444	588	193
				42.9%	25.0%				11.7%	4.2%
愛知県春日井市 鳥居松地区	30	27	4	26	23	7,645	6,966	9,037	1,392	2,071
				86.7%	85.2%				18.2%	29.7%
大阪府豊中市 千里ニュータウン地区	111	106	78	33	28	7,470	6,731	6,067	1,403	664
				29.7%	26.4%				18.8%	9.9%
香川県善通寺市 善通寺市快適居住空間 創造地区	25	17	17	8	0	805	848	729	76	119
				32.0%	0.0%				9.4%	14.0%
沖縄県沖縄市 中心市街地地区	12	0	43	31	43	3,541	3,455	3,535	6	80
				258.3%	- %				0.2%	2.3%
合 計	326	278	312	14	34	32,900	31,502	32,383	517	881
	対前々年比 4.3 %					対前々年比 1.6 %				
	対前年比 12.2 %					対前年比 2.8 %				

注1： は減少を表す。

注2： スーパー防犯灯設置区域で発生した主な刑法犯の認知件数を把握したものの。

## 平成14年度整備分

	スーパー防犯灯設置区域			管轄警察署管内		
	14年	15年	対前年比	14年	15年	対前年比
群馬県高崎市 井野団地	22	18	4 18.2%	6,590	6,521	69 1.0%
埼玉県川越市 川越小中居団地	2	0	2 100.0%	7,667	8,644	977 12.7%
千葉県千葉市 幕張ベイタウン	233	185	48 20.6%	7,413	7,169	244 3.3%
東京都武蔵村山市 都営村山団地	0	0	0 - %	2,640	2,662	22 0.8%
東京都江東区 塩浜二丁目内団地	0	0	0 - %	3,328	3,542	214 6.4%
神奈川県川崎市 鹿島田駅東部B地区	30	20	10 33.3%	2,956	2,747	209 7.1%
大阪府門真市 門真市本町市営住宅	85	75	10 11.8%	4,492	4,139	353 7.9%
大阪府大阪市 玉川一丁目内団地	36	32	4 11.1%	2,218	2,233	15 0.7%
福岡県北九州市 八幡高見ヌーヴ・ラージュ 高見壱番館、貳番館	48	29	19 39.6%	2,122	2,007	115 5.4%
佐賀県佐賀市 鍋島団地	28	5	23 82.1%	4,426	4,729	303 6.8%
合 計	484	364	120	43,852	44,393	541
	対前年比 24.8 %			対前年比 1.2 %		

注1： は減少を表す。

注2： スーパー防犯灯設置区域で発生した主な刑法犯の認知件数を把握したもの。

## ウ スーパー防犯灯の活用状況の把握の結果

### 【活用状況】

平成13年度整備分

平成15年中の事件・事故によるスーパー防犯灯の活用件数は、次のとおり。

- 事件・事故に係るスーパー防犯灯の活用件数・・・8件
  - 内訳：傷害・・・1件
  - 強制わいせつ・・・1件
  - 被害・事故の通報・・・5件
  - その他の連絡・・・1件
- いたずら・誤報の件数・・・709件（うちいたずら576件）

平成14年度整備分

平成15年中の事件・事故によるスーパー防犯灯の活用件数は、次のとおり。

- 事件・事故に係るスーパー防犯灯の活用件数・・・10件
  - 内訳：暴行・・・1件
  - 公然わいせつ・・・1件
  - 不審者・・・3件
  - 被害・事故の通報・・・4件
  - その他の連絡・・・1件
- いたずら・誤報の件数・・・121件（うちいたずら79件）

### 【活用事例】

- ・ 通報による被害拡大防止（平成15年8月 千葉県千葉市幕張ベイタウン）  
被害者（女性）が帰宅中、公園で見知らぬ男に抱きつかれた。被害者は、男を振り切って逃げ出し、公園内に設置してあるスーパー防犯灯により警察へ通報したため、男はその場から逃走した。
- ・ 公然わいせつ被疑者の検挙（平成15年8月 千葉県千葉市幕張ベイタウン）  
被害者（女性）が帰宅中、下半身を露出した男が、しばらく跡をつけてきたことから、公園内に設置しているスーパー防犯灯により警察へ通報した。この通報により臨場した交番勤務員が男を発見し、公然わいせつ被疑者として逮捕した。
- ・ 傷害被疑者の検挙（平成15年5月 東京都墨田区隅田川・向島地区）  
4、5名の男がけんかをしていることを目撃した通行人がスーパー防犯灯の通報ボタンを押し、警察へ通報したため、付近をパトロール中の警察官が現場に急行し、被疑者を逮捕した。
- ・ ひったくり被疑者の検挙（平成15年1月 大阪府豊中市千里ニュータウン地区）

千里ニュータウン周辺の吹田市、豊中市内において、高齢女性を対象とした特異手口のひったくり事件が多数発生していた。平成14年10月ころ、同種の事案が発生し、被害者が最寄りのスーパー防犯灯により被害を通報した結果、ひったくりを敢行する犯人がスーパー防犯灯に撮影されており、これをもとに少年Aを特定し、逮捕した。

- ・ 声かけ事案での活用（平成14年9月 北海道岩見沢市岩見沢駅周辺地区）

女性が歩行中、男が卑わいな言葉を繰り返しながら跡をつけてきたため、身の危険を感じ、道路工事の交通整理を行っていた警備員に警察に通報するために電話ボックスの所在を尋ねたところ、スーパー防犯灯がある旨を教示された。これを利用して警察に通報したところ、男は、スーパー防犯灯の赤色灯が発光するや逃走した。

- ・ 迷子事案の解決（平成14年6月 新潟県上越市高田地区）

上越市内に居住する未就学の子ども2名が、自転車で外出したまま帰宅しなかったため、両親からの通報を受けた所轄署では、全署員を招集し、捜索を行っていたところ、外出後約6時間経過した午後9時ころ、子ども自らがスーパー防犯灯の通報ボタンを押して助けを求めたので、臨場した警察官が保護の上、両親に引き渡した。

## 4 評価

### (1) 有効性

スーパー防犯灯を設置した地区の住民の安心度等の意識調査の結果をみると、地域の安全を守るためにすべきこととして約6割の住民が警察官によるパトロールの強化を望んでいるが、これに次いで約4割の住民がスーパー防犯灯の整備を望んでいること、約4分の1の住民がスーパー防犯灯が整備されたことにより安心になったと感じていることなどから、スーパー防犯灯の整備は、住民の犯罪に対する不安感の解消に一定の効果が認められるが、不安感がどの程度解消されたかを測定するのは困難である。

主な刑法犯の認知件数の推移をみると、平成13年度整備事業でスーパー防犯灯を整備した10地区のうち4地区で、スーパー防犯灯設置区域における平成15年度中の主な刑法犯認知件数が平成13年中と比べて増加している。また、これら4地区における管轄警察署管内の認知件数の推移をみると、3地区で、平成15年中の認知件数が平成13年中と比べて減少しており、増加している1地区についても、その増加率はスーパー防犯灯設置区域における認知件数の増加率よりも低い。これに対し、平成14年度整備事業でスーパー防犯灯を整備した10地区については、スーパー防犯灯設置区域において主な刑法犯の認知のない2地区を除き、すべての地区において、スーパー防犯灯設置区域における平成15年中の主な刑法犯の認知件数が平成14年中

の認知件数と比べて減少しており、当該8区域の認知件数の減少率も、管轄警察署管内（管轄警察署管内の認知件数が増加している3地区を除く。）の認知件数の減少率と比べて高くなっており、効果が認められる。また、平成14年度整備事業に係る10地区のスーパー防犯灯設置区域において平成14年から平成15年にかけて減少した主な刑法犯120件の内訳は、窃盗犯が99件（82.5%）、器物損壊が10件（8.3%）、粗暴犯が5件（4.2%）、凶悪犯が3件（2.5%）等となっているが、それぞれの減少率は、窃盗犯が24.0%、器物損壊が27.0%、粗暴犯が33.3%、凶悪犯が100.0%となっており、特に粗暴犯及び凶悪犯について効果が認められる。

スーパー防犯灯の活用状況をみると、20地区で240基が設置されたにもかかわらず、平成15年中の活用件数は18件にとどまっているのに対し、いたずら・誤報の件数が830件となっており、改善を図る必要がある。

## (2) 効率性

スーパー防犯灯の設置・維持費は、1地区12基設置（8）で計算した場合、設置費が約4,900万円、維持費が年間約280万円必要となる。

スーパー防犯灯の耐用年数を10年とすると、減価償却費は1年当たり約440万円となることから（9）、年間の維持費約280万円と合わせて、1地区当たりの年間の必要費は約720万円と試算される。

これに対し、当該地区において1人の人を路上に常時配置し、非常時の通報等の対応をすることとした場合の経費は、年間で約871万円/人と試算される（10）。

路上に人を配置すれば、犯罪が発生したときに直ちに被害者の救助に当たることが可能となるなど、スーパー防犯灯を整備することでは得られない効果が期待できる一方、スーパー防犯灯を整備すれば、夜間に防犯灯として路上の照度を確保し、緊急時に周辺の状況を自動的に記録することができるなど、路上に人を配置することでは得られない効果が期待できるので、これらの措置により必ずしも同一の効果を期待することはできないが、当該地区内に12基のスーパー防犯灯を整備することに要する費用は、当該地区において1人の人を路上に常時配置することに要する費用に比べて約150万円少ないといえることができる。

（8） 全国32地区402基の整備状況から1地区当たりの平均基数を割り出したもの。

（9） 「減価償却資産の耐用年数表」（財団法人納税会連合会）の機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表より、街路灯、電気通信事業用ケーブル等の耐用年数をもとに、定額法により試算した。

（10） 「平成16年度公共工事設計労務単価（基準額）」より、交通誘導員の労務単価の全国平均を試算したところ、1日当たり（所定労働時間内8時間）の単価は7,960円であり、これを単純に24時間365日で試算すると、年間約871万6,200円となる。

なお、この単価は所定労働時間内8時間当たりのものであり、時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。また、労

働者に支払われる賃金に係るものであるため、警備会社に必要な諸経費（現場管理費、一般管理費等）も含まれていない。

## 5 今後の課題

### (1) スーパー防犯灯設置地区の選定方法等

平成13年度に国費によるモデル事業として整備したスーパー防犯灯は、必ずしも犯罪が多発するとまでは言えない地区にも整備されたが、平成14年度に国費によるモデル事業として整備したスーパー防犯灯は、犯罪発生密度が高いこと、性犯罪や略取誘拐等の特殊事案の発生等があり住民の不安感が強い場所であることなどを基準として地区を選定し、整備を行った結果、平成14年度整備事業については犯罪被害の未然防止に効果が認められ、特に凶悪犯及び粗暴犯について効果が認められた。

平成15年度以降は、設置予定地区の犯罪発生密度等に関して、スーパー防犯灯の整備の基準（設置予定地区の犯罪発生密度が県内平均より大きい地区であること（おおむね10倍程度）過去に重要犯罪等が発生するなど住民の不安感が大きい地区であることなど）を定め、これに基づいて整備を行っているところであるが、今後、より一層の効果が見込める設置地区の特性、設置方法等について継続的に分析し、その結果を設置予定地区選定の基準に反映させていく必要がある。

### (2) 費用

スーパー防犯灯の設置費及び維持費については、毎年、予算要求に際して単価見直しを行っており、補助事業に移行した後の平成16年度の予算要求時には、通報装置1基当たり約60万円、制御装置1台当たり約90万円、受付装置1台当たり約750万円、配線・工事費1地区当たり約740万円を削減したが、今後とも、技術の進歩による合理化、防犯カメラや回線等の性能や単価設定の見直しを進めるとともに、仕様等の見直しも視野に入れ、設置費及び維持費の更なる削減を図っていく必要がある。

### (3) いたずら等の防止と広報活動

いたずらによる発報については、警察官による説諭、設置地区住民に対するいたずら防止のための協力要請等により、その防止に努めており、また、誤認や使用方法の不知による誤報等については、外国人でも分かる英字式プレートの設置、視認性の高いプレートの設置、設置場所の一覧を記載した案内板の駅前への設置、学校への指導要請、関連情報のウェブサイトへの掲載等を行っているところであるが、今後は、いたずらによる発報や誤報を防止するための取組みを一層強化する必要がある。

また、意識調査では、半数近くの住民がスーパー防犯灯が設置されていることを知らないと答えているところ、今後、自治会や自治体と連携した活用方法の現地訓練やウェブサイトを活用した広報活動等を更に推進する必要がある。

## **6 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項**

平成16年11月29日に開催した警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。

## **7 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項**

「治安に関する世論調査」(平成16年7月 内閣府大臣官房政府広報室)

「街頭緊急通報システム及び子ども緊急通報装置に関する意識調査」(平成16年11月 警察庁生活安全局生活安全企画課)

## **8 評価を実施した時期**

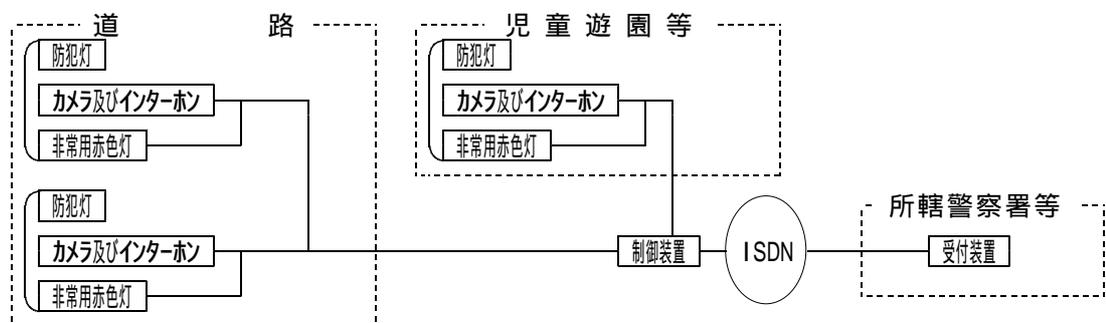
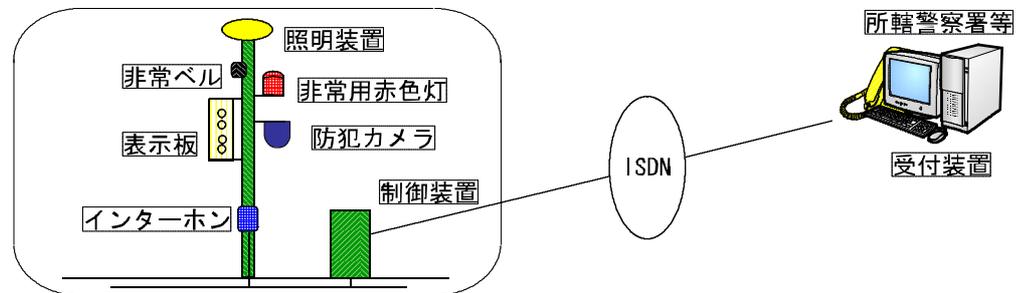
平成14年から平成16年まで

## **9 政策所管課**

生活安全企画課

## スーパー防犯灯の機能システム概要

### 1 スーパー防犯灯の機器構成図



### 2 スーパー防犯灯の機能

#### (1) 通報装置（道路、児童遊園等に設置）

##### ア 照明装置

防犯照明として路上等の明るさを確保するとともに、防犯カメラのための照度を確保する。

##### イ 防犯カメラ及びインターホン

インターホン（緊急通報ボタン・マイク・スピーカー・防犯カメラを設置）の緊急通報ボタンを押すと、通報者及びその周辺の画像が所轄警察署等に伝送され、警察署員等と音声通話ができる。

##### ウ 非常用赤色灯及び非常ベル

緊急通報ボタンが押されると同時に点灯、鳴動し、犯人等を威嚇するとともに、非常事態の発生を周辺に知らせる。

##### エ 表示板

警察への緊急通報装置である旨の表示を行う。

#### (2) 制御装置

所轄警察署等への映像の伝送、通話の制御及び画像の記録を行う。

#### (3) 受付装置（所轄警察署等に設置）

ア 着信時の音声通話と通報者及びその周辺の画像の表示及び記録を行う。

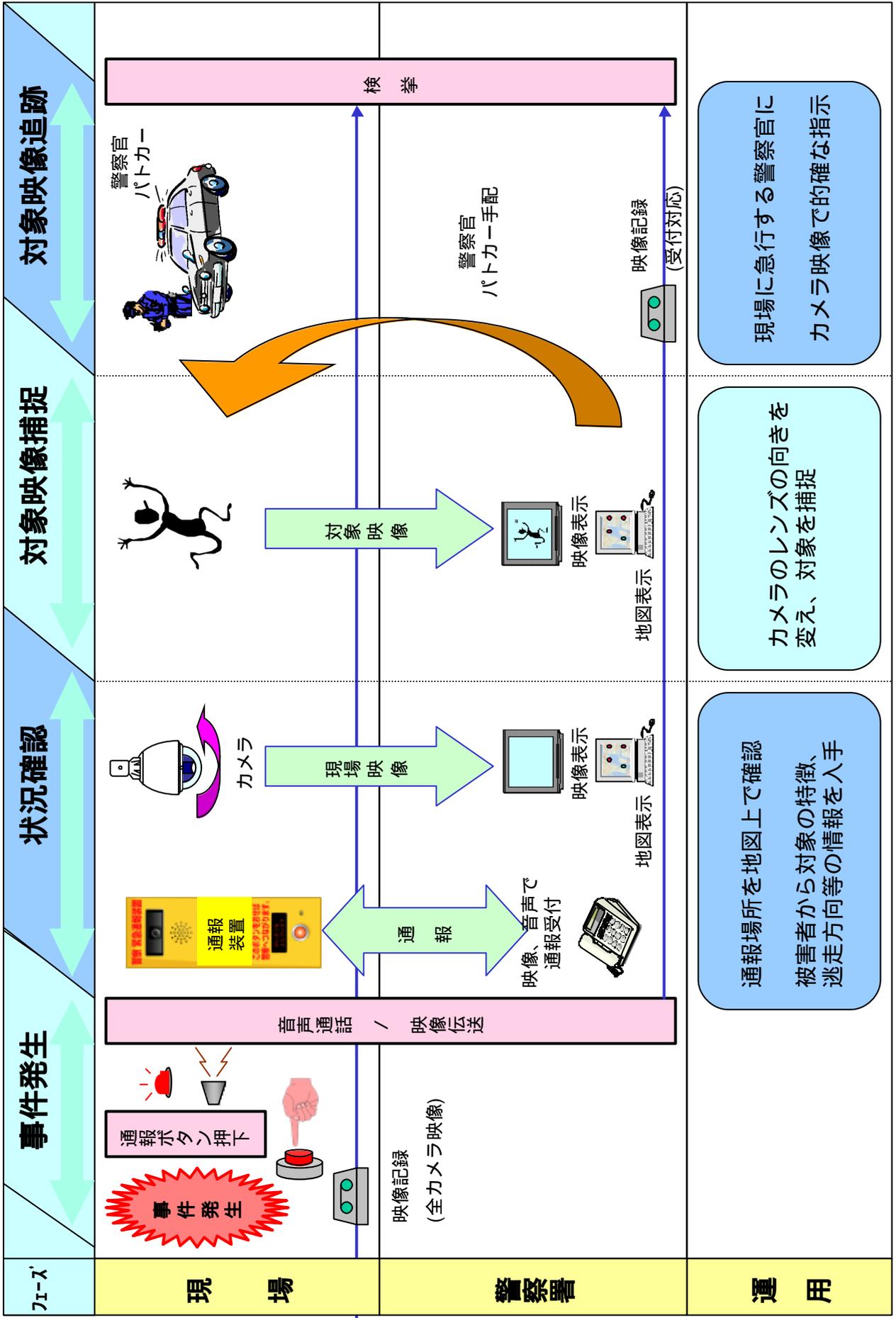
イ 発報したスーパー防犯灯の位置情報の表示を行う。

ウ 防犯カメラ、非常用赤色灯、非常ベルの遠隔操作を行う。



# スーパー防犯灯の運用フローイメージ

別添2



スーパー防犯灯に関する通達等

「歩いて暮らせる街づくり」推進要綱

(平11.12「歩いて暮らせる街づくり」関係省庁連絡会議)

「歩いて暮らせる街づくり」モデルプロジェクト実施地区の決定について

(平12.3.29丁規発第27号、丁生企発47号)

街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)の整備について

(平13.5.14丙生企発第30号、丙地発第25号、丙通施発第11号)

街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)の整備に関する留意事項について

(平13.5.14丁生企発第64号、丁地発第48号、丁情企発第127号、丁通施発第99号)

平成14年度「安全・安心モデル街区事業」の実施について

(平14.7.3丙生企発第31号、丙通施発第13号)

安全・安心モデル街区の指定及び安全・安心モデル街区事業の実施細目について

(平14.7.15丁生企発第99号、丁情企発第186号、丁通施発第100号)

街頭緊急通報システムの管理及び運用について

(平14.8.1丁生企発第111号、丁地発第97号、丁刑企発第139号、丁交企発第176号、丁備企発第82号、丁通施発第108号)

街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)設置区域等に係る犯罪等の発生状況等の報告について

(平14.5.9丁生企発第70号)

上記の各通達の内容については、警察庁ホームページの「法令・訓令・通達」等を参照。

**国費による街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）の整備地区**

平成13年度「歩いて暮らせる街づくり」10地区（国費：約5億6,800万円）  
（各19基、10地区、合計190基）

北海道岩見沢市	岩見沢駅周辺地区
宮城県古川市	古川中心地区
山形県鶴岡市	鶴岡中心市街地地区
東京都墨田区	隅田川・向島地区
新潟県上越市	高田地区
富山県富山市	とやま中心地区
愛知県春日井市	鳥居松地区
大阪府豊中市	千里ニュータウン地区
香川県善通寺市	善通寺市快適居住空間創造地区
沖縄県沖縄市	中心市街地地区

平成14年度「安全・安心モデル街区」10地区（国費：約2億7,900万円）  
（各5基、10地区、合計50基）

群馬県高崎市	井野団地
埼玉県川越市	川越小中居団地
千葉県千葉市	幕張ベイタウン
東京都武蔵村山市	都営村山団地
東京都江東区	塩浜二丁目内団地
神奈川県川崎市	鹿島田駅東部B地区
大阪府門真市	門真市本町市営住宅
大阪府大阪市	玉川一丁目内団地
福岡県北九州市	八幡高見ヌーヴ・ラージュ高見壱番館、貳番館
佐賀県佐賀市	鍋島団地

**補助金による街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）の整備地区**

平成15年度 3地区（補助金：約1億2,500万円）  
（3地区、合計43基）

栃木県宇都宮市	宇都宮駅東地区
埼玉県川口市	西川口地区
岡山県岡山市	岡山駅西口地区

平成16年度 16地区（補助金：約3億6,500万）

青森県八戸市	六日町地区
東京都町田市	町田駅前地区
茨城県つくば市	つくばエクスプレスつくば駅周辺地区
埼玉県さいたま市	大宮駅東口地区
千葉県千葉市	中央区千葉公園地区
千葉県船橋市	本町地区

神奈川県相模原市	相模原駅前周辺地区
神奈川県厚木市	本厚木駅前地区
神奈川県大和市	大和駅前地区
静岡県静岡市	静岡市繁華街地区
静岡県浜松市	浜松駅南地区
三重県四日市市	四日市諏訪地区
大阪府大東市	新町交番所管地区
大阪府大阪市	駒川中野駅前交番所管地区
兵庫県神戸市	中央区生田地区
山口県下関市	竹崎・豊前田地区

## 街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）の都府県単独整備

### 警視庁

ひたたくり多発地域の道路及び公園にスーパー防犯灯を整備（3地区）

- ・ 江戸川区清新町地区、世田谷区上祖師谷地区、杉並区浜田山地区  
各19基（合計57基）
- ・ 都費（警察費）2億675万円
- ・ 平成14年3月26日から運用
- 東京都中央区銀座地区（1地区）に8基設置
- ・ 都費9,400万円
- ・ 平成16年6月5日から運用

### 大阪

ひたたくり多発地域の道路にスーパー防犯灯を設置（2地区）

- ・ 布施地区18基、平野地区21基（合計39基）
- ・ 府費（警察費）3,938万円、東大阪市費600万円、  
大阪市費6,000万円（総額1億538万円）
- ・ 布施地区は、平成13年10月25日から運用（全国初）
- ・ 平野地区は、平成14年3月31日から運用（うち3基は平成14年8月19日から運用）

### 香川

JR坂出駅北口市民広場（1地区）に1基設置

- ・ 県費470万円
- ・ 平成14年4月13日から運用

### 京都

京都府長岡京市八条が池交差点付近（1地区）に5基設置

- ・ 府費2,000万円
- ・ 平成15年4月3日から運用

### 山口

山口県山口市平河地区（1地区）に9基設置

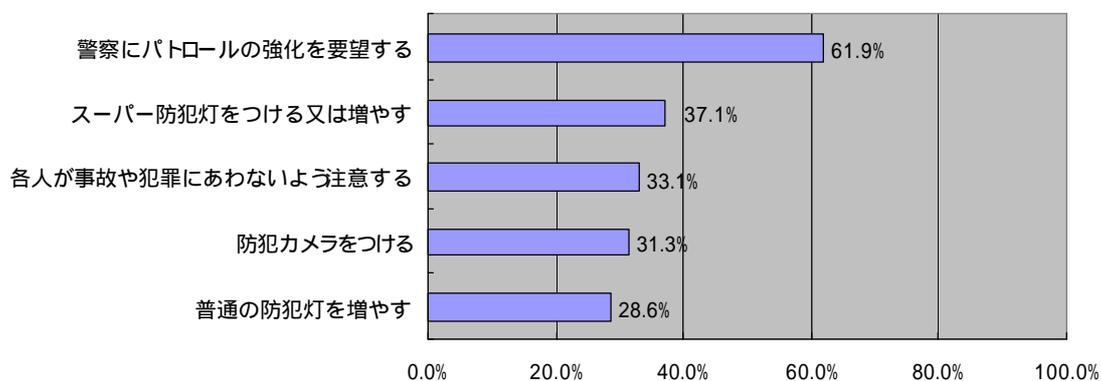
- ・ 府費4,100万円
- ・ 平成15年10月7日から運用

**【街頭緊急通報システム及び子ども緊急通報装置に関する意識調査】**

(平成16年11月警察庁生活安全局生活安全企画課) ( 1 )

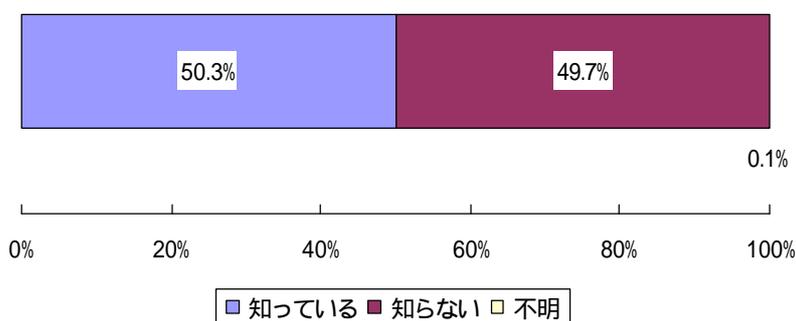
あなたのお住まいの地域で、地域の安全を守るためにできること、すべきことはどのようなことだと思われますか。(複数回答( 2 ))

対象：全員(2,000人)



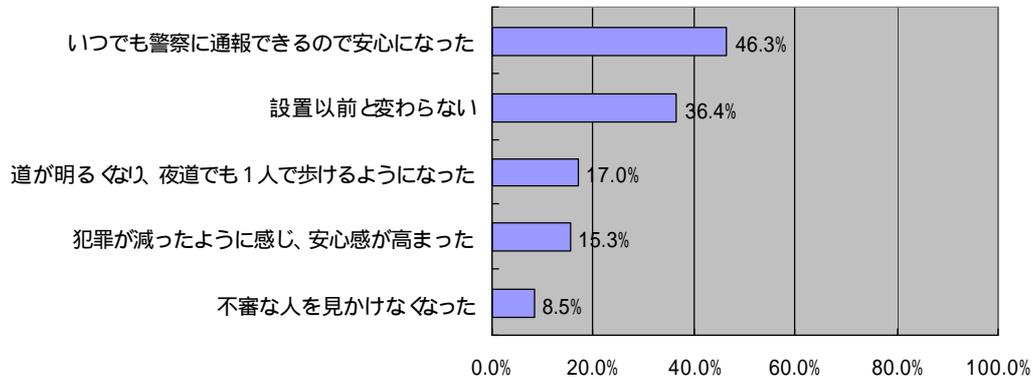
あなたのお住まいの近くにスーパー防犯灯が設置されていることを、知っていますか。

対象：全員(2,000人)



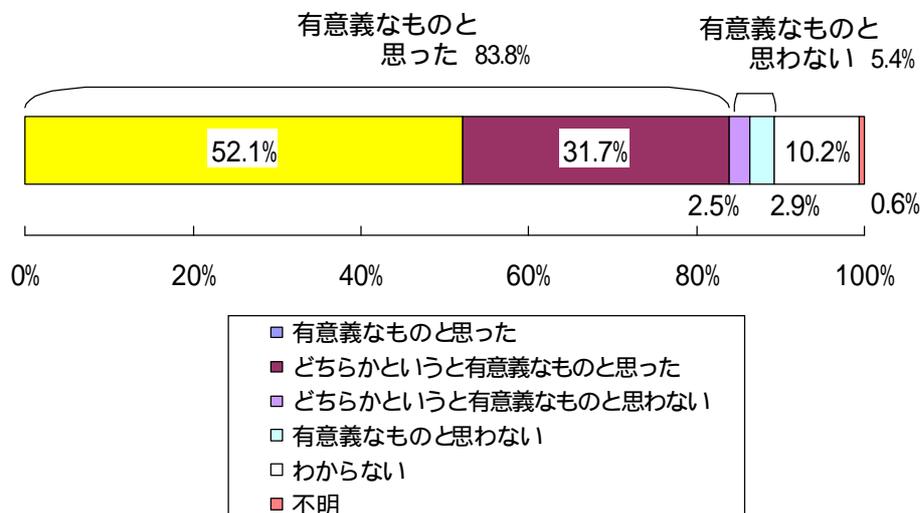
あなたはスーパー防犯灯が設置されていることで、設置前に比べてどのように変わったと感じていますか。(複数回答)

対象：設置を知っている者(1,005人)



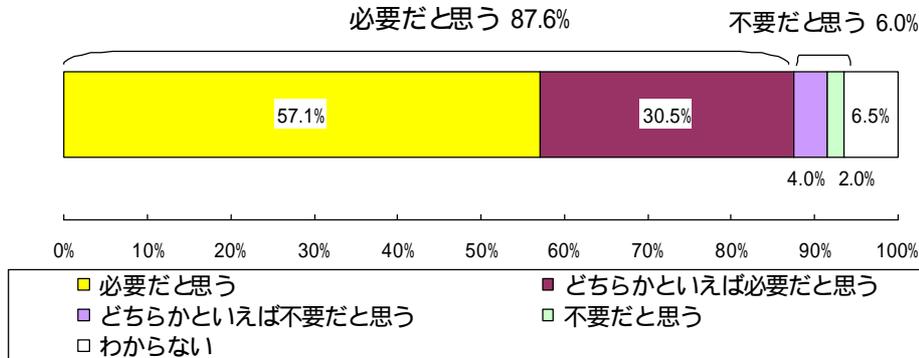
あなたは、スーパー防犯灯の機能、性能、設置目的等について、説明を読んでどう感じましたか。

対象：設置を知らない者(994人)



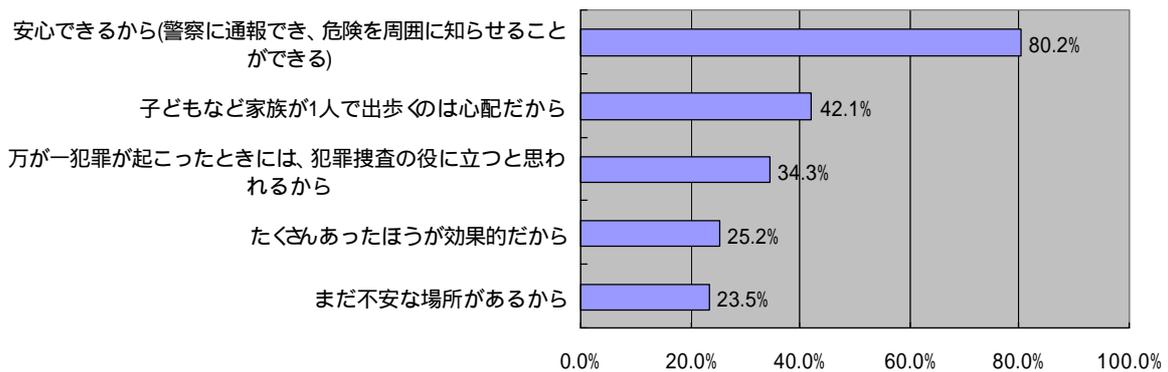
スーパー防犯灯は、地域の防犯機能を高めるために、必要だと思いますか。

対象：全員（2,000人）



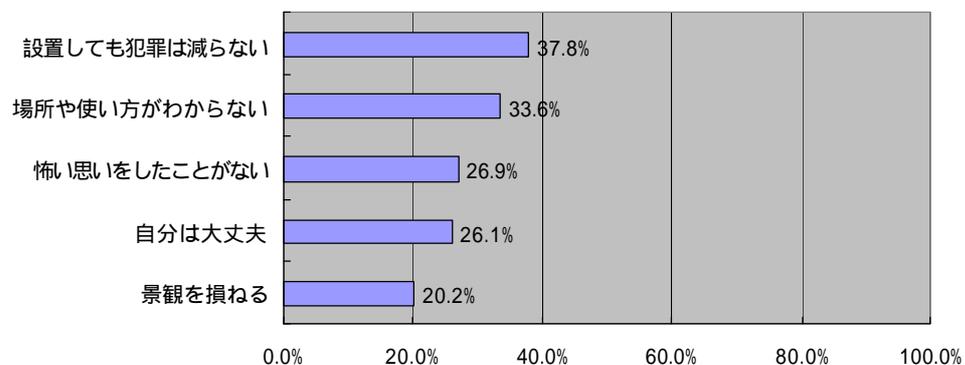
スーパー防犯灯が必要だと思う理由は何ですか。（複数回答）

対象：スーパー防犯灯は必要と答えた者（1,751人）



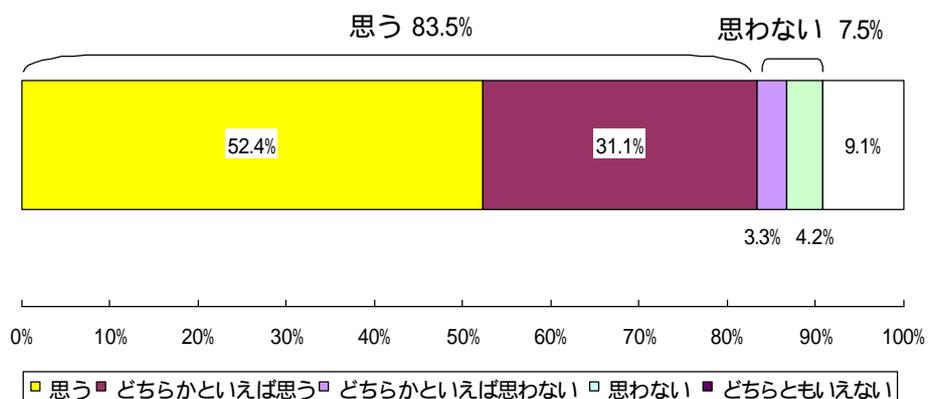
スーパー防犯灯が不要だと思う理由は何ですか。（複数回答）

対象：スーパー防犯灯は不要と答えた者（119人）



スーパー防犯灯を、もっと普及させていくべきだと思いますか。

対象：全員（2,000人）



- 1 平成13年度及び平成14年度にスーパー防犯灯を整備した20地区の周辺に住む12歳以上の男女に対して、スーパー防犯灯に関する意識調査(聞取調査法)を行い、各地区100人計2,000人から回答が得られたもの。
- 2 複数回答の質問については、回答者の数が多かった回答を順に5つ記載した。